

長崎発達支援親の会のこのこ 会則

- 1・名 称 :本会は、長崎発達支援親の会のこのこと称する。
 - 2・目 的 :本会は、発達障がい周辺児・者を持つ親同士の交流を図る。
発達障がい児・者同士の交流を図る。
発達障がいについて、教育機関や社会へ正しい理解を広げる。
以上を、目的とする
 - 3・活 動 :本会は、2に定める目的を達するために次の活動を行う。
 - ①年1回の総会を開き、活動計画、予算、決算、役員を選出を行う
 - ②その他、本会の目的に適した活動を行う
 - 4・役 員 :本会に次の役員を置き、定員を定める
会長1名、副会長2名、事務局2名、広報2名、会計2名、監査2名
 - 5・会 員 及 び 会 費
 - (1)正会員 :2の目的に賛同する発達障がい児・者を持つ親または関係者。
全国 LD 親の会、九州 LD 親の会に加入する
年会費 7,100 円 (全国親の会会費 1,000 円、九州親の会会費 100 円を含む)
ただし、中途入会者(毎年1月から3月までの加入)は、一律 2,000 円)
 - (2)賛助会員:本会の趣旨に賛同し、支援して下さる方
一口 3,000 円
 - 6・会則変更:本会の会則の変更は、総会の議を経て決定される
- 附則 ①本会は、宗教・政治活動に関与しない
②本会は、親の自助グループであるため、正会員は何らかの活動に参加、協力する。
ただし、やむを得ない事情を考慮することとする。
③この規約は 2021 年(令和3年)5 月 23 日(改正日)より有効とする